

## 令和6年村上市議会第3回定例会会議録（第5号）

### ○議事日程 第5号

令和6年9月27日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第84号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）撤回の件
- 第 4 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願
- 第 5 請願第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書
- 請願第4号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
- 第 6 議第73号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議第74号 村上市空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免に関する条例制定について
- 議第75号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議第76号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第78号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 8 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定について
- 第 9 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）
- 議第83号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第87号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第91号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第92号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第93号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議第94号 令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第95号 令和5年度村上市上水道事業会計決算認定について  
議第96号 令和5年度村上市簡易水道事業会計決算認定について  
議第97号 令和5年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 第11 議第98号 村上市民ふれあいセンター空調改修（機械設備）工事の工事請負契約の締結について
- 第12 議第99号 令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議員発議第12号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書の提出について
- 第14 議員発議第13号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について  
議員発議第14号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について
- 第15 議員発議第15号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことによる意見書の提出について
- 第16 議員発議第16号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議
- 第17 議員派遣の件
- 

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議第84号 令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）撤回の件
- 日程第 4 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願
- 日程第 5 請願第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書
- 請願第4号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことによる請願書
- 日程第 6 議第73号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第74号 村上市空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免に関する条例制定について

- 議第75号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議第76号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第78号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定について
- 追加日程第1 議員発議第17号 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてに関する附帯決議
- 日程第 9 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）
- 議第83号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第87号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第91号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第92号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第93号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第94号 令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第95号 令和5年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 議第96号 令和5年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
- 議第97号 令和5年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議第98号 村上市民ふれあいセンター空調改修（機械設備）工事の工事請負契約の締結について
- 日程第12 議第99号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議員発議第12号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書の提出について
- 日程第14 議員発議第13号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成

の増額・拡充を求める意見書の提出について

議員発議第14号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

日程第15 議員発議第15号 訪問介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について

日程第16 議員発議第16号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議

日程第17 議員派遣の件

---

○出席議員（20名）

|     |   |   |   |   |   |     |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 1番  | 魚 | 野 | ル | ミ | 君 | 2番  | 佐   | 藤 | 憲 | 昭 | 君 |   |
| 3番  | 野 | 村 | 美 | 佐 | 子 | 君   | 4番  | 富 | 樺 | 光 | 七 | 君 |
| 5番  | 上 | 村 | 正 | 朗 | 君 | 6番  | 菅   | 井 | 晋 | 一 | 君 |   |
| 7番  | 富 | 樺 | 雅 | 男 | 君 | 8番  | 高   | 田 | 晃 | 君 |   |   |
| 9番  | 小 | 杉 | 武 | 仁 | 君 | 10番 | 河   | 村 | 幸 | 雄 | 君 |   |
| 11番 | 渡 | 辺 |   | 昌 | 君 | 12番 | 尾   | 形 | 修 | 平 | 君 |   |
| 13番 | 鈴 | 木 | 一 | 之 | 君 | 14番 | 鈴   | 木 | い | せ | 子 |   |
| 15番 | 川 | 村 | 敏 | 晴 | 君 | 16番 | 姫   | 路 | 敏 |   | 君 |   |
| 17番 | 長 | 谷 | 川 |   | 孝 | 君   | 18番 | 大 | 滝 | 国 | 吉 | 君 |
| 19番 | 山 | 田 |   | 勉 | 君 | 20番 | 三   | 田 | 敏 | 秋 | 君 |   |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 高 | 橋 | 邦 | 芳 | 君 |
| 副 | 市 | 長 | 大 | 滝 | 敏 | 文 |
| 教 | 育 | 長 | 遠 | 藤 | 友 | 春 |
| 政 | 策 | 監 | 須 | 賀 | 光 | 利 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 長 | 谷 | 俊 |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 榎 | 本 | 治 |
| 企 | 画 | 戦 | 略 | 課 | 山 | 美 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 長 | 田 | 和 |
| 市 | 民 | 課 | 長 | 川 | 一 | 子 |
| 環 | 境 | 課 | 長 | 阿 | 正 | 幸 |
|   |   |   |   | 部 | 昭 | 君 |

|         |     |   |     |   |   |
|---------|-----|---|-----|---|---|
| 保健医療課長  | 押   | 切 | 和   | 美 | 君 |
| 介護高齢課長  | 志   | 田 | 淳   | 一 | 君 |
| 福祉課長    | 太   | 田 | 秀   | 哉 | 君 |
| こども課長   | 山   | 田 | 昌   | 実 | 君 |
| 農林水産課長  | 小   | 川 | 良   | 和 | 君 |
| 地域経済課長  | 富   | 樺 |     | 充 | 君 |
| 観光課長    | 田   | 中 | 章   | 穂 | 君 |
| 建設課長    | 須   | 貝 | 民   | 雄 | 君 |
| 都市計画課長  | 大   | 西 |     | 敏 | 君 |
| 上下水道課長  | 稻   | 垣 | 秀   | 和 | 君 |
| 会計管理者   | 大   | 滝 |     | 豊 | 君 |
| 農業務委員会長 | 高   | 橋 | 雄   | 大 | 君 |
| 選管務・監査長 | 木   | 村 | 俊   | 彦 | 君 |
| 消防長     | 田   | 中 | 一   | 栄 | 君 |
| 学校教育課長  | 小   | 川 | 智   | 也 | 君 |
| 生涯学習課長  | 平   | 山 | 祐   | 子 | 君 |
| 荒川支所長   | 平   | 田 | 智   | 枝 | 君 |
| 神林支所長   | 瀬   | 賀 |     | 豪 | 君 |
| 朝日支所長   | 五十嵐 |   | 忠   | 幸 | 君 |
| 山北支所長   | 大   | 滝 | きくみ |   | 君 |

---

○事務局職員出席者

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 事務局長  | 内 | 山 | 治 | 夫 |
| 事務局次長 | 鈴 | 木 |   | 涉 |
| 書記    | 中 | 山 |   | 航 |

## 午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力を  
お願ひいたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、佐藤憲昭君、13番、鈴木一之君を指名いたします。御了承を願います。

---

### 日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、9月20日からの大雨に関する状況につきまして御報告を申し上げます。令和6年9月20日から23日にかけて、日本海から新潟県付近に前線が停滞し、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気が非常に不安定となり、市内各所で断続的に激しい降雨がありました。9月20日午前7時48分に気象庁より大雨警報が発表され、その後、午前8時16分には洪水警報が、午前8時25分には土砂災害警戒情報が相次いで発表されました。本市といたしましても、速やかに状況を判断し、9月20日午前9時に市内7か所に自主避難所を開設したところであります。降り続く雨により市内河川の水位が上昇し始め、20日午前10時50分に三面川宮ノ下観測所で水防団待機水位に、午前11時には三面川泉町観測所で水防団待機水位に、正午には荒川上関観測所で氾濫注意水位となり、消防団及び関係機関による河川監視活動を実施をいたしましたところであります。そうした中、午前10時頃から正午過ぎにかけて、神林地域殿岡集落を流れる石川が一時溢水し、集落内を通る一般国道290号の一部が冠水したほか、桃川集落を流れる百川でも溢水が発生し、隣接する道路及び民地が一時冠水するなどいたしましたが、午後から雨が弱まり、小康状態となったことから、次第に河川水位が低下し、幸い大きな被害には至りませんでした。同日午後7時5分には、土砂災害警戒情報も解除となったところであります。翌日9月21日は、早朝から再び激しい降雨があり、午前5時40分には気象庁から再び土砂災害警戒情報が発表されました。前日から断続的に降る雨の影響や土砂災害危険箇所の状況、新潟県土砂災害警戒情報システムによるデータから、降雨に

による災害発生のリスクが極めて高くなっていると判断し、同日午前9時55分に村上市災害対策本部を設置、午前10時10分に村上地域の大月、野潟、間島に避難指示を、午前10時25分には朝日地域の寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、猿沢に避難指示を、午前11時3分には神林地域の山田に、午前11時9分には村上地域の岩ヶ崎に避難指示を発令をいたしましたところであります。午後零時43分には村上地域の下山田及び上山田と朝日地域の小揚に、午後2時28分には村上地域の瀬波温泉二丁目、三丁目に順次避難指示を発令し、安全な場所への避難を呼びかけ、避難所での受入れと、万が一災害が発生した場合、迅速に対応するため、監視、警戒体制を徹底をいたしましたところであります。21日に避難指示を発令した町内、集落は合計で16町内であり、避難所には最大24人の方が避難されたところであります。このほか、集落の組織や自主防災会などにより自主的に各集落センターなどへ避難を実施したという報告を受けています。同日午後から次第に雨も弱まり、新潟地方気象台からの気象情報や新潟県土砂災害警戒情報システムのデータなどから総合的に状況を見極めた上で、避難指示区域の巡回を実施をし、危険な状況が見られないことを確認した後、午後2時30分に避難指示を解除し、注意配備監視体制に移行した次第であります。その後も警戒活動は継続しておりましたが、同日午後8時30分には土砂災害警戒情報が解除となり、翌日9月23日午後4時4分には全ての警報が解除となりました。

この大雨による被災状況については、現在状況の把握を行っているところであります。現時点での状況につきましては、市道三面2号線や市道小揚茎太線など市道20路線22か所で道路のり面の崩落を確認したほか、市内各所において道路の冠水が確認され、車両等の通行が困難になる状況が発生をいたしました。また、林道岩船東部線や林道海府南線を含め、林道31路線37か所で土砂流出や路面洗掘などの被害が発生したほか、村上、神林、朝日、山北を中心に市内の各地域で圃場や農業施設40か所に畦畔の崩壊や土砂流入、水路の閉塞などが発生したほか、河川の護岸ブロックの崩壊などによる被害を4か所で確認するなど、昨日9月26日の時点で111か所の被害を確認しているところであります。また、JR羽越本線の村上駅から間島駅の間において線路の道床流出が発生し、この区間が不通となっているほか、羽越本線を走る特急などが運休となっております。これに対し、JRでは通学・通勤者に向けての救済措置としてバス運行を行っているところであります。市いたしましても、早急に不通区間の復旧を図るよう、JR東日本新潟支社に対して緊急の要請を行ったところであります。現在もこの大雨による被害についての調査を継続して行っているところであります。9月20日から続いた大雨によって被災した箇所については、直ちに災害復旧に着手することいたしておりますが、これに係る予算措置については改めて議会に御提案させていただくこととなりますので、格段の御理解を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

このたびの大雨では、自主防災会や各自治会を中心として、大変落ち着いた行動をお取りいただいたほか、各地域の消防団の皆様にも積極的に警戒と避難誘導に当たっていただきました。また、

国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所からは、村上市街地の浸水防止対策として、瀬波排水機場における排水作業のため、国土交通省所属の大型排水ポンプ車に出動をいただいたところであります。避難活動や被害防止に御尽力をいただいた区長をはじめ、御協力いただいた全ての関係者、関係機関の皆様に対しまして心よりお礼を申し上げる次第であります。このたびの大雨への対応につきましては、数日間にわたり市内全域に逐次避難指示を発令する状況となったわけであります、引き続き避難行動と被害の未然防止について、迅速に対応できる体制の構築に努めてまいります。

今回の大雨では、線状降水帯の発生により、石川県能登地方に甚大な被害が発生したところであります。本年1月1日に発生した能登半島地震では、本市とつながりの深い輪島市と七尾市にふるさと納税の代理寄附を行ったところであります、このたびの大雨においても深刻な被害を受けている輪島市の支援のため、9月24日からふるさと納税の代理寄附を開始をいたしたところであります。また、輪島市災害対策本部より、土のう袋及び簡易トイレが不足しているとの連絡がございましたので、本日、輪島市に対しまして、土のう袋4,000袋、簡易トイレ1,500個、併せて令和4年8月3日からの大雨による災害の経験を踏まえ、スコップ120本をお届けさせていただいたところであります。石川県能登地方では、1月の大地震で被災し、復興に向けて動き始めた矢先、2度目の被災となり、その心痛は非常に耐え難いものと考えるところであります、このたびの大雨では本市も被災している中ではありますが、今後新潟県や全国市長会を通じた支援活動が本格化するとしておりますので、支援の要請に対しましては、可能な限り積極的な支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、小型家電の宅配回収に係る協定の締結につきまして御報告を申し上げます。このたび、令和6年9月1日にリネットジャパンリサイクル株式会社と小型家電の宅配回収に係る協定を締結をし、家庭で廃棄しようとするパソコンやタブレット端末、スマートフォン、携帯電話などの小型家電について、回収とリサイクルを開始をいたしました。リネットジャパンリサイクル株式会社は、小型家電リサイクル事業を運営する企業であり、令和6年5月現在、全国約700自治体と協定を締結し、パソコンなどの使用済み小型家電のリサイクル事業を行っております。また、処理工場では障害のある方を雇用し、事業を通じた社会貢献活動を積極的に行っている企業であります。本協定により市民が安全に小型家電を処分できるほか、希望する日時や宅配業者が自宅まで回収に来ることや、一定の重さやサイズ以下であれば処分料が無料になることなど、市民の利便性が大きく向上すると考えているところであります。

次に、本市職員に対するカスタマーハラスメント対策の実施につきまして御報告申し上げます。本年、令和6年6月に全職員を対象としたカスタマーハラスメントに関する調査を実施し、回答した職員の37%が過去5年間に何らかのカスタマーハラスメントを受けた経験があることを確認したことから、その対策を講じるよう指示したところであります。このたび、カスタマーハラスメント

予防対応マニュアルを新たに策定し、カスタマーハラスメントに対する行動指針を定め、ルールに基づき組織として毅然と対応することといたしました。また、具体的な対策の一つとして、カスタマーハラスメント防止に関する啓発ポスターを庁舎窓口や来庁者の目につきやすい場所に掲示するほか、職員が執務時に着用するネームプレートを、これまでの漢字氏名の表記から平仮名とローマ字で名字のみの表記として10月から着用を開始することとしたところであります。これは、昨今問題となっているSNSへの勝手な投稿やインターネットサイトを利用した誹謗中傷を防止することを目的としたものであります。今後、様々なハラスメント防止に向けて具体的な対策のほか、広報などによる周知を通じて理解の醸成を図り、ハラスメントが起こりにくい環境づくりを進めてまいります。

次に、村上スノーリサーチ＆トレーニングセンターの完成につきまして御報告申し上げます。今月、村上市スケートパーク芝生広場に、オフシーズンでも利用可能なスノーボードハーフパイプの世界初のトレーニング施設、村上スノーリサーチ＆トレーニングセンターが完成し、9月14日に竣工式が行われたところであります。このトレーニング施設は、スノーボードハーフパイプにおける高度な技の訓練をけがのリスクを軽減しながら行うことができる、高さ約20メートル、最大傾斜角度約30度、左右両サイドでハーフパイプと同等の軌道での練習が可能な施設となっており、株式会社L・Sカンパニー、代表取締役社長、平野英功氏によって設置され、運営が行われます。施設の利用には高度な技術を要するため、当面の間は本市出身のオリンピックアスリートである平野歩夢選手や平野海祝選手が研究テスト滑走を行うこととなっておりますが、将来、本施設が国内外の一流アスリートの訓練施設として多くのアスリートに利用され、新しい技の開発やさらなる技術の進化が行われることが期待されるところであります。今後、本施設が村上市の知名度向上に大きく寄与し、村上市スケートパークと併せて練習が可能となることでスケートボードの聖地としての価値を一層高め、施設利用者の増加や観光振興、地域経済の活性化など、多岐にわたる相乗効果をもたらすと考えられますので、本市といたしましても村上スノーリサーチ＆トレーニングセンターと連携した取組を進め、次世代の子供たちの夢の応援とトップアスリートの支援を行ってまいります。

以上、御報告を申し上げ。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） おはようございます。1点お聞かせください。

職員に対するカスタマーハラスメントの関係です。行動指針の中で、啓発のポスターを作って、窓口、それから庁舎内へ掲示するというお話でございました。日々市民のために働いていただいている職員の方を守る、これ本当に非常に大事な取組だと思いますので、しっかりぜひ取り組んでいただきたいなと思いますし、私自身も職員に対するハラスメントのないように十分気をつけたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ポスターの関係であれなのですけれども、マスコミ等

で、特に生活保護とか福祉の関係の窓口のところで、不当要求は許さないとか、何か非常にどぎついポスターをべたべたっと窓口に貼ったり、ひどいところでは相談室に本当に貼り巡らせて、市民の方が気楽に窓口を訪れられない、それから相談が気楽にできないような雰囲気を醸し出している自治体もあるような、そういうマスコミ報道もされております。従来の村上市の対応を見ればそういう懸念は私はないと思うのですけれども、十分その辺、カスタマーハラスメントを防止するということと、あとはやっぱり来やすく相談しやすい、市民にとってそういう窓口体制、組織であることも大事だと思いますので、その辺は十分配慮していただけるものだろうと思ってはいるのですけれども、まず市長のほうから一言、その辺コメントいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 当然職員を守ることもちろんありますけれども、その先にある行政サービスをしっかりと市民に提供する、これが大切なことです。その間にいろいろなそういうふうな事案が発生するケースありますので、私も経験ありますので、そのところを含めて、そういうことを逆にこちらからあおり立てるようなことのないように、そういうふうな対応が絶対必要だと思っておりますので、御指摘のところについては本市においては今現状ないというふうに承知をしておりますけれども、この後も徹底してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） その辺ぜひ御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 議第84号 令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）撤回  
の件

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第84号 令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）撤回の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第84号 令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）撤回の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計の歳入歳出予算にそれぞれ470万円を追加し、予算の総額を1億2,970万円にしようとするものでありましたが、予算計上額に誤りがあることが

判明したため、去る9月18日に議案撤回請求書を議長宛て提出をいたしたところであります、本日改めて議案の撤回をお願いするものであります。議員各位には多大な御迷惑をおかけすることとなり、深くおわび申し上げる次第であります。今後、議案の提出に当たりましては細心の注意を払い、確認を徹底してまいります。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議第84号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）撤回の件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議第84号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）撤回の件については承認することに決定をいたしました。

---

日程第4 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） おはようございます。

ただいま上程されております請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願につきましては、去る9月11日午前10時から、第1委員会室において、委員全員及び議長出席の下、総務文教常任委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、紹介議員から補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査において自由討議を求めたところ、野村美佐子委員からは、これは国際司法裁判所でもジェノサイドという位置づけであり、とりわけガザ地区のこのやり方に対して、一地方ではあっても声を上げていくべきとの意見。

尾形修平委員からは、平和な日本に住んでいて、ガザ地区でのこのような状況を報道でしか見聞

できない状況ではあるが、請願者の思い、私ども一市民としての思いも一緒との意見。

菅井晋一委員からは、イスラエルでも反対の声が市民から上がっている。私どもは、直接手を差し伸べることはできないが、地域の声を上げていくということはできるとの意見。

鈴木いせ子委員からは、私もテレビを見て切なくなるような現状であるので、ぜひ賛成したいとの意見。

魚野ルミ委員からは、命の重さはどこにいても誰でも同じ。少しでも早く、一人でも助けられるように声を上げていくべきとの意見がありました。

自由討議を終了し、討論を求めたところ討論なく、起立により採決を行った結果、請願第2号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

---

日程第5 請願第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書

請願第4号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことによる請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第3号及び請願第4号について一括して議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されております請願第3号から請願第4号までの2議案については、去る9月17日午前10時より開会いたしました市民厚生常任委員会で審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

最初に、請願第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書について、紹介議員からの補足説明を求め、請願者からの請願の趣旨について説明、陳述を求めた後に審査に入りました。

自由討議を求めたところ、川村敏晴委員より、デジタル化を進める上で根幹をなすものと考える。後退させる時期は通過しているという考え方である。安全に利便的に使えるような環境を構築することを求めるべきとの意見がありました。

渡辺昌委員より、マイナンバーカードの健康保険証としてのひもづけは思ったより多いが、これまで費用をかけて進めており、対策も講じているので、現在の保険証との併用は現状では難しいと考えるとの意見がありました。

上村正朗副委員長より、マイナンバーカードの正確性や利便性を、使いながらそれを改善していく。どちらを使うかは国民の判断に任せ、強制的に一方にするのではなく、国の動きよりも市民、住民の声がどちらのほうを向いているかを聞くべきだと思うので、当面は現行の保険証とマイナ保険証の両立でいくべきとの意見がありました。

自由討議を終え、討論を求めたところ討論はありませんでした。

以上で審査を終結し、起立による採決を行った結果、請願第3号は賛否同数のため、委員長裁決により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこととする請願書について、紹介議員から補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明、陳述を求めた後、審査に入りました。

自由討議を求めたところ、長谷川孝委員より、人材不足は今後も続くと思う。そんな中で報酬が減るのは、働く気力も薄れると思うので、何とかしなければいけないとの意見がありました。

川村敏晴委員より、この地域で安心して介護を受けられる環境を確立していくには、入所、通所、訪問の環境を維持することが必須であり、訪問介護が継続できるような料金体系に戻すべき感じているとの意見がありました。

上村正朗副委員長より、ヘルパーは成り手がいなくて、60代、70代の方が頑張っている。収入が変わらないとしても、事業所が努力して処遇改善の加算を取っている状態。地域包括ケアを保障するための大変な訪問介護事業なので、再改定に向けて介護報酬の単価を上げるように要望していくとの意見がありました。

自由討議を終え、討論を求めたところ討論はありませんでした。

以上で審査を終結し、起立による採決を行った結果、請願第4号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 委員長、御苦労さまでございます。請願第3号について少し質疑したいと思いますが、委員の中では賛否が同数になって、委員長の裁決の下、採択しないものとしたという報告ですが、委員長がこれについて反対した理由があるようであれば、あるとは思いますが、よければ教えていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 今の御質疑でございますが、12月2日からもう動き始めていくというような格好の中で、振り返ってみても今日までもある程度予算化をしながら土壤を整えてまいってきました。そしてまたその中で、これからやはりこの先になってもある程度、マイナ保険証を使わなくとも、資格確認書というものが発行されるやに聞いておりますので、その点も踏まえまして、一度皆さんでこの動きの中でそれを実感しながら進めていかれればなと、そういうような思いでありますし、この点について皆さんの御意見も拝聴しながら、最終的に私が判断させていただきました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今の委員長の答弁ですと、国の施策に従うというところが大きなポイントになったのかなとは思いますが、新潟日報の9月15日に出された新聞によりますと、もっとあなたに特別報道班というのがございまして、この話によると、もあ特など、読者とつながる報道に取り組む全国で18の地方紙がマイナ保険証に関する合同アンケートを実施したということで、それには実施期間は8月9日から8月18日の10日間、通信アプリなどで協力を呼びかけ、1万2,007人から回答があり、本県でも335人が回答していると。その結果、マイナ保険証の導入はやめてくれというのが42%、そして現行の保険証とマイナ保険証との選択制にというのが39.8%で、つまり残してほしいという声が80%を超えたと報道がございました。本県の回答では、現行の保険証の存続を望んだのは77.9%、これも相当高うございますが、こういうことも報道されております。

私、我々の市議会、市議会というのは議員の合議制でなっておりますので、1人ではございませんが、まずは市民の声を行政に届けること、当たり前ですけれども、あともう一つ、我々の特権としてその市民の声を、国政にも意見を言う場が与えられておるわけでございます。こうやってアンケートを見る限り多くの市民は、まずはもう少し待って、その中でマイナ保険証に一本化するだけではなくて、もう少し待つたらどうかという声が相当ございます。今回のマイナ保険証の件は、マスコミが独自のアンケートで取り上げて、我々国民に知らせてくれたわけですが、市民の多くが言ったように12月2日での保険証の廃止、猶予期間は1年ほどありますが、反対しているのが見えてきているわけで、何とか我々市議会議員はその声を届けてあげるというのが大事なポイント、仕事の一つだと思います。国政のことだけではなくて、それに対してやっぱり違うのではないかという声もあるのだということを村上市民の声として上げてやるのは、私は当然の行為だと思いますが、

この辺について見れば、委員長はどんなふうにお思いですか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 今ほどお話しされたのは、私どもも地域の声というか、そういうところを反映させるということは、市議会議員としては、それは本当に皆さんと共有をされるということで、本来の姿であると思います。今、国でもこうやって試行錯誤の中で発信して始めておるということで、皆さんにもその使い勝手、そのよさも含めていただきながら進めていくという施策に対して、私どもはそれに一定の評価をしながら、これからその中ででも、不手際というか、いろいろ難しいところが出てきた場合には、それをある程度鑑みていただきながら、今確認書というものも発行するというようなお話の中ありますので、推移を見守りながらこれを着実に進めていって、DXというか、これから皆さん、来年度にかけては免許証云々というお話もございますのですが、そこら辺りを含めまして、やっていかれればなということでありまして、議員がおっしゃったように地域の声を云々というのは、私も重々それは共有しておりますので、その辺りを含めまして、今回はこの点については私どもは評価させていただきながら、これから進めていただきたいという気持ちの中おりました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路敏君） 最後に、質問しますけれども、委員長が重要なポジションであったということを認識していただきたいと思います。3対3の同数で、委員長が反対したことによって通らなかつたということなのです。3人、3人ずつの思いは、確かに私も番外で聞いていて伝わっております。ただ、言えることは、国の国政に対してこういう声も地方にはあるのだ、だから少しやり方を考え直したほうがいいという声が地方から出る私は意見だと思うのです。国政を大事にすることは分かりますが、市民の声を上げることも私は議会の重大な仕事だと思います。再度お尋ねします。その辺の意識はどうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） おっしゃったとおりに重要ポストであって、そのいかんで左右するというお話でありましたのですけれども、私は市民の方々もそれぞれ、アンケートを通じながら、やはりいいということでなされている方もおられるということも現実でありますので、それをかみ合わせた形の中でこれから進めていかれればいいという思いであります。私は、委員長で云々でそこら辺りをよく存じていないということで言われると甚だ遺憾であります、その点を含めまして、お互いに共有をしながら進めていかれればと思っておりますので、議員のおっしゃったことも含めまして、私もこれから進めていくということでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三田敏秋君） 3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 私も審議を傍聴させていただきましたけれども、自由討議のときの賛成の

意見に、今問題があることは認めていて、問題が起らぬよう政府がきちんと手はずを整えてくれればという、そういうことを求めていきたいという意見が2人ぐらいいらっしゃったと思うのです。今うちの夫の社会保険で、今回資格情報カードというのが届きました。それは何かというと、マイナ保険証で病院行ったときに、資格確認とかできないトラブルがあった場合に、必ずそのカードも一緒に持つていて、これが自分の情報ですよって見せてください、つまりマイナカードのトラブルが起こることを前提とした手はずをやっている。それから、マイナカードがなかなか進まないので、今マイナカードを使えない病院や医院にペナルティーをつけて診療報酬を引き下げるということまで政府は言い出しています。つまり同じ医療行為をしているのに金額が違うという、これ大変な医療崩壊になると思うのですが、こういういろいろな政府の施策に対しては、具体的にこういうことが出ているから、安心して12月2日の廃止はできるよねというような討議になったのか、それともこの施策について、これは出ている、これは出ているという具体的な討論ができたのか、そのことについて一言だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 私どもも時間をかけながらその辺りを、両者というか、皆さんのが、今までの経過もたどりながら、今後そういうような格好も出してくれば、また国としてもその対応をさせていただくようなことを前提に進めさせていただければということが多かったのかなと思っておりますし、反対の方はそれなりの、やはり今の現状ではもう少し先に延ばして、その中でお話ができるかなというような御意見もございました。その中で、私も含めまして、国政にも、また地域の声を反映させるということでも、その中でもやはりどうこうしながら、今後を見詰めて、また不測のときにあればそれを解決していただくような方向で、国もそこらあたりはよく考えておられると思いしますし、現在もここで私どももそこに対してはいろんな御意見をいただきながらいくという姿勢であると思いますので、その辺りは御理解いただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） ちょっと具体的にはよく分かりませんでした、今の答弁は。でも、本当に私たちはそういう国がやることに対してのチェックもしていくという立場が大事だと思いますので、今後の審議に生かしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、請願第3号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

5 番、上村正朗君。

○ 5 番（上村正朗君） おはようございます。新緑会の上村正朗でございます。それでは、請願第 3 号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

現行の健康保険証の新規発行が停止される12月 2 日まで、残り 2 か月余りとなりました。マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしている方は今年 7 月末で約 7,451 万人、マイナンバーカードを所有している人の 80% がマイナ保険証を持っていることになります。一方、マイナ保険証の利用率は、今年 8 月末の時点で 12.43% にとどまっております。どうして利用率がこんなに上がらないのでしょうか。それは、国民がマイナ保険証に不安を抱いていることと、強引とも思える政府の進め方に対して不信感を持っているからだと考えます。健康保険証は、転職や結婚、転居で加入する保険が次々に変わります。70 歳以上の方は、所得によって窓口の負担割合も変わります。さらに、加入する保険者によって保険証の有効期間も異なります。これらのことによりマイナ保険証が誤りなく本当に対応できるのでしょうか。高齢者や障害者などが移行の際に対応できず、一時的にせよ公的医療保険制度からこぼれ落ちる心配は本当ないのでしょうか。マイナ保険証に対する様々な不安が払拭されて、多くの人が安全だ、便利だと思うようになれば、利用率はおのずと増えていくと思います。

今年 8 月に、新潟日報をはじめ全国 18 の地方紙が取り組んだマイナ保険証に関するアンケート調査の結果によれば、マイナ保険証の導入に反対する方が 42.0%、現行の保険証とマイナ保険証の選択制にが 39.8%、現行の保険証を残してほしいという意見が 8 割を超え、圧倒的な国民の意思だというふうに私は考えます。多くの国民が不安を抱えている中で現行の保険証の新規発行を停止するようなやり方は、この国の基本である主権在民、国民主権の理念の軽視につながるものだと考えます。国が進めているのだから仕方がないという御意見の方もいらっしゃるかもしれません、議会として聞くべきは、不安を抱えている市民、住民の声であると私は確信しています。

来年 3 月からマイナンバーカードに運転免許証機能を持たせるマイナ免許証への切替えが始まると聞いています。こちらは希望する人が対象で、従来の免許証を持ち続けることも可能です。マイナ免許証が国際免許証として通用しない国があるということも大きな理由だと聞いています。先ほども申しましたが、健康保険証も運転免許証と同じようにマイナ保険証は便利だと思う人が持てるような選択制にすれば何の問題もないというふうに思います。

12 月 2 日まで 2 か月を切りましたけれども、2 か月ございますので、両立に向けての対応は、忙しいですけれども、可能だというふうに考えます。本請願のとおり、現行の保険証とマイナ保険証の両立を行うことが皆保険制度と国民の命と健康を守ることにつながると心から確信いたします。

議員各位の賢明な判断の下、本請願に対する賛同を賜りますことをお願い申し上げまして、請願第 3 号に対する賛成討論とさせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第3号は採択しないことに決定をいたしました。

次に、請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

---

日程第6 議第73号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第73号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第73号について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長をはじめ、理事者出席の下、審査を行いました。

初めに、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、個人情報が流出して問題になっているケースがあるが、今まで以上に厳しく罰する考えはないかとの質疑に、市の業務はマイナンバーに限らず個人情報をあらゆる部署で扱っており、それゆえに非常に精神的、神経を使う部分である。とはいえた人間であり、個人情報流出といった事例があるごとに通知、それから各課との業務の打合せ、再発防止といったことになるべく時間をかけてやるようにしております、今後もそのような体制で行っていきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討

論なく、起立による採決を行った結果、議第73号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第73号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第73号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、11時5分まで休憩といたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時05分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第7 議第74号 村上市空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免に関する条例制定について

議第75号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議第76号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第78号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第74号から議第80号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第74号から議第80号の7議案については、去る9月13日、17日の両日、午前10時から、第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第74号 村上市空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、現在の村上市内の空き家の数についての質疑に、令和4年度の調査の結果で1,987件との答弁がありました。

また、委員より、固定資産税の減免の適用期間が3年となっているが、その効果はどのくらいかとの質疑に、国土交通省の調査によると3年以内に全体の6割くらいが除却しているため、3年以内に土地の有効活用を図ってもらいたいとの答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めるが討論なく、起立による採決を行った結果、議第74号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、制度拡充に伴う負担額の算定根拠についての質疑に、令和5年度の実績に基づく金額との答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めるが討論なく、起立により採決を行った結果、議第75号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めるが討論なく、起立により採決を行った結果、議第76号は起立全員にて原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めるが討論なく、起立により採決を行った結果、議第77号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立により採決を行った結果、議第78号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立により採決を行った結果、議第79号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理料の算定の内訳について、物価高騰や人件費等、最低賃金も毎年上がっていると思うが、上がった分は契約変更されるのかとの質疑に、実績に基づき大幅な変更があった際には契約変更で調整しているとの答弁がありました。

また、ゆり花会館の利用状況についての質疑に、令和5年度で入浴利用者は4万7,169人、会館利用者は585人の答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立により採決を行った結果、議第80号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君）　日程第8、議第81号　村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長　河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君）　ただいま上程されております議第81号の議案について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

去る9月18日、19日の両日、第1委員会室において、委員全員、副議長、副市長をはじめ、理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

議第81号　村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、スキー場廃止後のリフト撤去や土地の原状復帰については、地元や関係者にとって非常に大事なことであるが、話し合いの現状はとの質疑に、地権者からの質問、要望を受けているが、まだ検討がスタートしていない。廃止条例を提案させていただき、改めて提案や要望に応えるための調査を進めていきたいとの答弁。

委員より、集落の方、関係者と今後の補償についてしっかりと話し合われた後に廃止条例を提案するべきと考える。今定例会で提案するのは早過ぎるのではないかとの質疑に、ファイナルイベントなどの計画も考えており、廃止条例を提案していない状況でそういったイベントを企画するのはどうなのだという議論もあり、今定例会での提案としたとの答弁。

委員より、原状復旧には5年ぐらいの期間がかかるのかとの質疑に、ゲレンデに植林し、管理していくため、かなりの年数がかかると思うので、5年よりも長くかかると考えている。

委員より、直近の利用者数はとの質疑に、令和3年、7,631人、営業日数67日間、令和4年、6,194人、営業日数71日間、令和5年、5,159人、営業日数41日間との答弁。

委員より、蒲萄スキー場の運営のために借り入れをしているが、返済金額の残高はとの質疑に、圧雪車の購入、スキーセンターライフ改修工事、災害復旧工事などの返済金額として約8,845万円であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、廃止後の原状復帰などについては地元の集落の方々と行政が話し合える場を設け、しっかりと関係者と話し合って進めていくことを条件に賛成したいと考えるがとの意見。

佐藤憲昭委員より、賛同するとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第81号は起立全員にて原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

また、この議第81号については、経済建設常任委員会の協議において、スキー場の廃止に当たっては、リフトの撤去やゲレンデの原状復帰等の対応について、関係者や地権者との話し合いを進め、閉鎖に伴う諸課題に誠意を持って対応すること、またその状況について随時議会へ報告することを強く要請することを附帯決議として提案することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についての反対討論を行います。

蒲萄スキー場が閉鎖された後の原状回復はどのようなスケジュールで行うのか、雪崩の対策は、集落の人たちが跡地を活用するにはどのような過程で集落に戻されるかなど、廃止後の住民の負担に応えていないことがまず問題なのではないかと思います。富樫議員の一般質問の市長の答弁でも、今回の条例等廃止については配慮に欠けた部分があったと率直に感じていると話されたのは、市民の心情を考えた言葉だと市民への誠意を感じました。村上市の今までの進め方は、今回もそうだと思いますが、例えば駅前開発問題でも、学校統廃合においても、下水道料金改定問題でも、関係者に説明しているとして、説明会などの人数がとても少ないと、説明会が市民の意見を取り入れず、結論ありきのような形になっていること、市民の皆さんが何を言っても、決まっている、そう感じるという感想が多く出されている。特に重要なのは、将来の姿を明確に示していないことです。学校統廃合の後はどうなるのか、この後はどうなるのか、そういうことがほとんど提案、計画されていない。これでは市民の不安が払拭されず、諦めたり、不信につながってしまうのではないかでしょうか。財政の厳しさから取捨選択を迫られているのは理解できますが、市民の声をよく聞く、その後の計画をきちんと示し、納得を得るやり方をしていくことが大切だと思います。閉鎖を急ぎ、条例を廃止するのではなく、地元の皆さんも市民全体も市のやりたい方向がきちんと理解できる形で条例を廃止する必要があると思います。そういう立場からこの議案には反対します。

以上です。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

6番、菅井晋一君。

〔6番 菅井晋一君登壇〕

○6番（菅井晋一君） 蒲萄スキー場につきましては、9月定例会初日に本議案が上程される際に、その質疑でも述べさせていただきましたが、これから36年の歴史と伝統あるスキー場の最後のシーズンに入ろうとするとき、そのフィナーレにふさわしい仕掛けに入ろうとするこのときにスキー場廃止の条例制定を提案するという。なぜ今か。今でなくてもシーズン終了後でも、3月定例会でも、いつでもいいのにという疑問を私はまず抱いています。しかも、このたび所管の経済建設委員会からの附帯決議で指摘されているとおり、スキー場廃止後の跡地の復旧の方法や期限、地元集落の活性化策など、明確な方向性が示されていないという現状を踏まえ、地元をはじめ、関係者が納得して安心してスキー場にお別れを告げることができる段階に至るまで、この蒲萄スキー場廃止の条例制定は保留していただきたいと存じます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第81号は委員長報告のとおり可決されました。

---

追加日程第1 議員発議第17号 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条

例制定についてに関する附帯決議

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

小杉武仁君から議員発議第17号 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてに関する附帯決議が提出されております。

この議員発議第17号を日程に追加し、議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、この議員発議を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、議員発議第17号 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてに関する附帯決議を議題といたします。

事務局から議案を配付させます。

〔議案書配付〕

○議長（三田敏秋君） 提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

9番、小杉武仁君。

〔9番 小杉武仁君登壇〕

○9番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第17号 議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてに関する附帯決議の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、9月19日に開催されました経済建設常任委員会の協議会において、議第81号については附帯決議を付するべきものと決定し、上程するものです。議第81号につきましては、先ほど可決されたところでありますが、今後スキー場閉鎖に伴う諸課題に向けた取組等について、附帯決議をするものであります。

ここで附帯決議文を読み上げます。

議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定についてに関する附帯決議

はじめに、村上市蒲萄スキー場は、これまで長年にわたり、冬季の観光客の受け皿として、また、児童生徒の体験の場や市民の健康増進の場として重要な役割を果たしてきた。開設当時の設置運営にご尽力いただいた関係者をはじめ、営業にご協力いただいた地元集落の皆様に深く敬意を表するものである。

このたびの「議第81号 村上市蒲萄スキー場条例等を廃止する条例制定について」の議案審査において、スキー場廃止後の跡地復旧の方法や時期、地元集落の活性化策など、明確な方向性が示されていないことが明らかとなった。

このことからスキー場の廃止に当たっては、リフトの撤去やゲレンデの原状復旧等の対応について、関係者や地権者との話し合いを進め、閉鎖に伴う諸課題に誠意をもって対応すること。また、その状況について隨時議会へ報告することを強く要請する。

以上、決議する。

以上が決議文となります、本案を村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

賛成者は、姫路敏議員、佐藤憲昭議員、富樫光七議員、河村幸雄議員。提出者は、私、小杉武仁でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第17号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）

議第83号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第85号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第86号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議第87号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、先ほど撤回された議第84号を除く議第82号から議第87号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）については、一般会計予算決算常任委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、9月11日から19日までの間、延べ6日間にわたって各分科会でそれぞれの所管部分の審査を行いました。各分科会での審査が終了したことから、9月25日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開催したので、審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

議第82号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。

それぞれの分科会長報告に対し質疑を求めたところ、委員より、ヘルメットの着用を普及させるため購入費の助成があるが、ネット購入でも対象になるのかなど購入先の条件の有無について確認する内容はあったのかとの質疑に、そういった質疑はなかったとの答弁でした。

次に、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第82号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第83号について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について御報告申し上げます。

議第83号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回はNTT柱、東北電力の柱の移転に伴う朝日地区と神林地区の修繕が対象とのことだが、山北地区の予定はとの質疑に、今回年間の見込額を算定したところ、朝日、神林地区で不足が見込まれたが、山北については今回補正の必要はないという判断。来年度以降のことはまだ分からぬとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第85号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、先ほど報告いたしました議第80号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑はなく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第86号及び議第87号の2議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第86号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、支出を削減するための今後の考えはとの質疑に、簡易水道事業への一般会計からの繰入れは相当な金額であり、依然として一般会計からの繰入れなしではこの事業が成り立たない状況になっている。今後の投資については、統廃合などを含め計画的にやっていきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第86号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、一般会計への出資金返還による支出として4,550万円あるが、厳しい経営状況を考慮すべきではないかとの質疑に、他の特別会計に倣って実施しているところだが、財政課と協議していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第87号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、日程第10が議案数多いので、ここで昼食休憩に入りますので、午後1時まで休憩いたします。

午前1時45分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議員の発言

○議長（三田敏秋君） ここで野村美佐子さんから発言を求められておりますので、これを許します。

3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 野村美佐子です。このような発言の機会を与えていただいて本当にありが

とうございます。

午前中の審議の中で、日程第5、請願第4号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書の採択でボタンの押し間違いをし、請願の紹介議員でもあり、一般質問で取り上げた立場でありながら反対のボタンを押してしまったことに対し、本当に大きな責任と問題を感じています。これからはこのような誤りがないよう精進して頑張りたいと思います。

本当にこの発言の機会をいただいて、ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 会議規則上、表決の訂正はできませんので、以後十分留意されるよう申し添えておきます。

---

日程第10 議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第91号 令和5年度村上市蒲萄スキ一場特別会計歳入歳出決算認定について

議第92号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第93号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第94号 令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第95号 令和5年度村上市上水道事業会計決算認定について

議第96号 令和5年度村上市簡易水道事業会計決算認定について

議第97号 令和5年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第88号から議第97号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については、先ほど報告いたしました議第82号に引き続き審査を行いましたので、審査の概要と結果について報告を申し上げます。

議第88号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれの各分科会長報告に対し質疑を求めるところ、委員より、民生費で福祉タクシーや人工透析通院助成についての質疑はあったのかという質疑に、なかったものと記憶しているとの答弁でした。

委員より、衛生費の急患診療所経費についての質疑はなかったのかとの質疑に、なかったとの答弁でした。

次に、自由討議を求めたところ、姫路委員から、村上市若葉町にある村上市急患診療所は狭く、設備も十分とは言えないため、設備が充実している村上病院にこういう窓口を設置すべきであるとの意見。

上村委員から、医師や職員の方は一生懸命してもらっているが、建物の環境面には不安も感じている。施設内の器具や機能など、どのようにになっているのかは確認していないので、議員個人としても問題意識を持っていきたい。また、委員会としても取組が必要だと感じているとの意見でした。

また、姫路委員より、人工透析患者の通院助成であるが、現行の助成のみでは十分でないと感じているため、市民厚生常任委員会で勉強などをしていただきたいとの意見。

尾形修平委員より、姫路委員から福祉タクシーの件でしたが、各種支援サービス利用券についても施設入所者は対象外となっていることなどについても委員会で調査していただきたいとの意見。

上村委員より、現状では個人的な負担が多いと認識している。委員会でいろいろな議論ができるよう相談していきたいとの意見。

富樫雅男委員より、冬場の通院のため福祉タクシー券を残しておくなど、通院に苦労しているとの声があったため一般質問をしたが、県内でも村上市の助成は低いレベルではないが、委員会のほうでも深掘りしていただきたいとの意見。

鈴木一之市民厚生分科会長より、現状を把握しながら委員会で検討していきたいとの意見。

長谷川委員より、頻繁に通院する方はタクシーを使うことができず、バスを利用する現状もある。こういったことも委員会で調査していきたいとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第88号は起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長　高田　晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第89号及び議第90号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について御報告を申し上げます。

初めに、議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、土地開発基金について、決算附属報告書の基金運用状況を見ると、昭和63年、平成元年あたりの基金に保有する土地があるが、いまだに何十年も塩漬けになっている状態である理由はとの質疑に、昭和63年から平成4年まで、都市計画の街路関係の土地ということで残っているが、都市計画道路ということで当時先行取得して購入していた土地であるが、事業が進まず、このまま土地開発基金のほうで受けるというようなことになっているとの答弁。

委員より、土地取得事業経費について、土地購入費と補償費の詳しい内容はとの質疑に、対象者は2人であり、土地については合計2,043.4平方メートル、その土地の購入費は2人分で5,624万9,410円である。補償費についても2人分であり、建物、立木、舗装等の補償費になるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第89号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、朝日、神林、山北の3地区の普及率はとの質疑に、山北地区が98.1%、朝日地区が91.4%、神林地区が78.9%であるとの答弁。

委員より、神林が群を抜いて低い理由はとの質疑に、神林地区については加入を任意にした関係で入られないという方もいたためとの答弁。

委員より、情報通信使用料の調定額の約5,500万円に比べて収入未済額が約416万円だが、徴収方法はとの質疑に、各支所で収納対策を行っており、訪問や分納等を行っている。本来、滞納者についてはサービス停止も考えるべきところでもあるかもしれないが、告知端末の場合、災害時に避難ができなくなることからサービス停止ができず、同じ方がたまっているような状況が見られるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第92号から議第94号までの3議案は、先ほど報告いたしました議第85号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第92号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国民健康保険の加入世帯数が減ってきてているようだが、今後5年間の加入人数、世帯数はとの質疑に、具体的な数字は押さえていないが、今年の10月から社会保険への加入拡大が含まれており、また減っていくことが考えられ、今後75歳、後期高齢者の加入も増えていくため年々減っており、今後も同じようなペースで減っていくと考えているとの答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第93号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、後期高齢者の保険料の値上げが頻繁になる可能性があると思うが、どのように考えているかとの質疑に、保険料は令和5年度までは据置きだったが、令和6年度からは上げた経緯がある。また、若年層が減ってきてている中で、若年層の負担について負担割合の3割を増やすとか、上限を上げるということが言われており、若年層からの負担を軽くするという方向であるとの答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第93号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議第94号 令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護認定の新規の認定時の年齢についての質疑に、令和2年度は82.8歳、令和3年度は83歳、令和4年度は83.8歳と少しずつ年齢が上がっており、最初の認定で要介護度が重くつくよりも、要支援1・2といった軽い介護度で維持している方が増えている印象であるとの答弁がありました。

委員より、介護予防事業に2,000万円ほどかけているが、予防事業の成果について及び村上市でPRしたい特別な事業はあるかとの質疑に、会場によっては温泉も使って、運動と併せて教室を行

ったり、総合型スポーツクラブと協力して転倒予防や、専門職も加わって単年ではなく継続して行うことで身体機能の維持につながっている教室になっていると考えるという答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第94号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第91号及び議第95号から議第97号の4議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第91号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第91号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第95号 令和5年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、石綿管改良工事とあるが、市内での石綿管の延長はどのくらいかとの質疑に、約5キロメートルであるとの答弁。

委員より、石綿管を取り替えていく工事について詳細な計画はないとのことだが、必要ではないかとの質疑に、直ちに計画を策定し、来年度には完了時期を答えられるようにしていきたいとの答弁。

委員より、メーター検針を町内に依頼することについてどう考えるかとの質疑に、人口減少に伴って市内のメーター検針についても委託先を探すのに苦慮することになるとを考えているため、町内にメーター検針を依頼することについてはいろいろ条件があるかと思うが、検討する必要はあるとの答弁。

委員より、企業債明細書を見ると政府系銀行が多いが、利息を削減するために市中銀行から借り入れることを検討してはとの質疑に、公的資金である財政融資資金は30年、40年借りられるため、そちらを選んでいるところである。10年未満の借り入れについても現在財政融資資金を選んでいるが、

銀行等の利率も考えながら今後検討していくとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、有利な借入れのため、市中銀行からの借入れも検討していただきたいとの意見。

佐藤憲昭委員より、賛同するとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第95号は起立全員にて認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第96号 令和5年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市内で石綿管の延長はとの質疑に、上水道と同じく5キロメートルであり、計画を立てて工事を実施していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第96号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議第97号 令和5年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から、議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、借入れ先を政府系銀行から市中銀行への切替えを検討し、市内に本店を置く村上信用金庫をメインに借入れをすべきと考えるがとの質疑に、縁故債は入札により金融機関を決定しており、利息の低いところから借りるべきだと思うが、委員の意見も理解できるため、検討していきたいとの答弁。

委員より、下水道事業収益費用明細書に個別浄化槽施設使用料とあるが、個別浄化槽についての所管は環境課であり、上下水道課の所管に移すべきだと思うがとの質疑に、現在の所管で不具合があればやはり所管替えも視野に入れながら検討すべき事項だと思うとの答弁。

委員より、下水道事業を考えたときに合併浄化槽に切り替えていくことが必要であると感じるがとの質疑に、山間地にある農業集落排水については、施設の改築更新の際に、個別処理浄化槽へ転換する計画も今後立てていきたい。その前段階として、神林地区であれば西神納、東神納、神納の農業集落排水3施設を村上浄化センターへ統合し、排水処理施設を廃止することにより、経費削減を来年度から取り組んでいく。こういった対応をし、下水道事業予算を減らしていきたいとの答弁。

委員より、河内集落の合併処理浄化槽は、個人管理ではなく市が管理しているが、ほかの地域も同じようにすべきではないかとの質疑に、そういう方式でできるのか検討していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、下水道事業については汚水処理施設の統廃合と合併処理浄化槽に移行できるところは早めに移行し、河内集落のように市が管理すべきであるとの意見。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第97号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第92号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は原案のとおり認定することに決定をしました。

次に、議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第96号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

最後に、議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第11 議第98号 村上市民ふれあいセンター空調改修（機械設備）工事の工事請  
負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第98号 村上市民ふれあいセンター空調改修（機械設備）工事の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第98号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市民ふれあいセンター空調改修（機械設備）工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の御議決を求めるものであります。

本工事は、老朽化による故障から機能不全となった村上市民ふれあいセンターの空調設備を改修するもので、空調に用いる熱源をこれまでの重油式から都市ガス式に、空調の管理方式を集中管理から個別管理に変更し、コスト面、環境面、運用面において機能の向上を図るものであります。入札に当たりましては、令和6年9月12日に市内事業者の特定共同企業体による一般競争入札を執行したところ、参加した4つの企業体のうち3つの企業体の入札額が同額となり、さらに低入札調査基準価格を下回ったため入札を保留とし、3企業体に対し、低入札価格調査を実施をいたしました。その結果、3企業体ともに失格判断基準には該当しませんでしたので、電子入札システムのくじによる抽せんによって落札者を決定をいたしました。契約者は、旭電工・サクマ特定共同企業体で、契約金額3億5,857万2,085円で仮契約を締結したものであります。

また、本契約につきましては、本年第2回定例会に御議決をいただいたとおり、継続費に基づき契約を締結するものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第98号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第99号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第99号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第99号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ451万6,000円を追加し、予算の規模を1億2,951万6,000円にしようとするものであります。先ほど御承認をいただきました議第84号の議案撤回に伴い、議案の誤りを訂正した上で再度提案させていただくものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金194万円を、第4款繰越金で前年度繰越金257万6,000円を、歳出におきましては、第1款総務費の蒲萄スキー場運営経費で、スキー場の閉鎖に伴う雪崩等の調査委託料として測量設計等委託料470万円をそれぞれ追加するとともに、ゲレンデ草刈り業務委託料については契約額の確定により18万4,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） これ修正して出し直してきてというのは十分分かりました。蒲萄スキー場が今回というか、今期で最後になるということで、先ほど蒲萄スキー場の廃止条例が確定されて、それで今後予算面でもそれに伴ってつけるというような話も委員会のときにございました。私、そういう意味で補正もなってくるのだろうとは思うのですが、最後の蒲萄スキー場の開催のときに、何とか平野歩夢さんあたりと村上市と折衝していただいて、やっぱり最終なので、最後なのでいうことも含めて、滑っていただくような、頂上からあっと滑り降りてくる、スノーボードでみたいな形で、最後を締めくくるような考え方というのは、観光課長、どうですか。思い当たるところないですか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（田中章穂君） ただいまの議員からの発案、非常に興味深くお聞きさせていただきました。望めるようであれば我々もそういったふうな最後にふさわしいイベント等も開催したいと考え

ております。ただ、平野選手の今後の冬季におけるスケジュール等も確認しなければなかなか実現は難しいところでございますので、これから慎重にその分も含めてラストシーズンに向けたイベント等の検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路敏君） スキー場の運営経費となるわけでございますので、ともあれそんな形でフィナーレをしっかりとやっていただきたいなと。逆に盛り上がって終わるというのも一つかなと思いますけれども、市長、どうですか、その辺。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ただいま課長が答弁申し上げましたとおり、そうした形の機運を醸成するのも大切なことだなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路敏君） 以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第99号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議員発議第12号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第12号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第12号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書の提出についてでありますが、本案は去る9月11日に開

催されました総務文教常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書についてありますが、資料に記載のとおり、人道目的の停戦及び人質の即時無条件の解放、国際人道法を含む国際法の遵守、さらに民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善というものであります。

提出先は、内閣総理大臣であります。

賛成者は、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員。そして、提出者は、私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第12号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議員発議第13号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

議員発議第14号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員発議第13号及び議員発議第14号の2議案は、いずれも私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。これを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第13号及び議員発議第14号 私立高校の学

費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る9月11日に開催された総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様へ配付されております資料のとおりでございますが、私立高校生への就学支援金制度を現在の年収590万円から年収910万円未満世帯の授業料を無償化、私立高校入学金への新たな助成措置、さらに私立高校の専任教員増を可能にするよう、経常費助成の増額を要請するものであります。

議員発議第13号の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。議員発議第14号の提出先は、新潟県知事であります。

賛成者は、両議案ともに、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員。そして、提出者はいずれも私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第13号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第13号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第14号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第14号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議員発議第15号 訪問介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議員発議第15号 訪問介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） ただいま上程されました議員発議第15号 訪問介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についてであります、本案は去る9月13日に開催されました市民厚生常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書案は、お手元に配付のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、渡辺昌議員、長谷川孝議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、山田勉議員、鈴木一之議員。そして、提出者は私、上村正朗でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第15号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議員発議第16号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議

○議長（三田敏秋君）　日程第16、議員発議第16号　姫路敏議員に対する辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により姫路敏君は除斥の対象となりますので、姫路敏君の退場を求めます。

〔16番　姫路　敏君退席〕

○議長（三田敏秋君）　提出者から提案理由の説明をお願いします。

15番、川村敏晴君。

〔15番　川村敏晴君登壇〕

○15番（川村敏晴君）　それでは、ただいま上程されました議員発議第16号　姫路敏議員に対する辞職勧告決議に対する提案理由を述べさせていただきます。

姫路敏議員は、令和4年2月、新型コロナウイルスに関する補助金をだまし取った疑いで逮捕され、議員を辞職した。同年3月、ほかの補助金も詐取した疑いと、百条委員会の採決に絡み贈賄を申し込んだ疑いで再逮捕され、裁判では一審、二審とも有罪判決。令和6年7月1日、最高裁は上告を破棄する決定を下し、懲役2年6か月、執行猶予4年の判決が確定した。

村上市議会基本条例は、第3条で「議員の活動原則を定め、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと」とある。今回の行為は、市民の信託を受けた市議会議員としての自覚を欠く恥すべきものである。議員1人の問題にとどまらず、村上市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、品位と権威を傷つけたことによる社会的・道義的責任は極めて重く、断じて許されるものではない。

よって、姫路敏議員は今回の判決決定を受け、自らの誠意と責任により、直ちに市議会議員を辞職することを村上市議会として強く求めるものである。

以上を決議していただきたく思っておりますが、この決議文に補足として皆様に少しお願いしたい儀がございます。先ほども申し上げましたが、村上市議会基本条例の第3条、そして村上市議会議員政治倫理条例の第2条の「議員は、市民全体の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位の向上に努めなければならない」とも明記されております。

平成20年、5市町村の合併により新しく村上市が誕生し、議会基本条例の制定の必要性が協議され、全議員の真剣な討議が交わされた後、平成23年9月、ようやく村上市議会基本条例が公布されました。そして、平成28年11月には、村上市議会議会改革調査研究特別委員会が発足し、令和4年12月26日によくやく村上市議会議員政治倫理条例が全議員の厳しくも真剣な討論の末、公布を見ました。この2つの条例制定時には姫路敏議員も、途中までではあります、その議論に加わっていたと記憶をしております。そして、激論の末、この2つの条例を制定したわけでございます。この条例は、私たち村上市議会議員自らが自らの意思により生み出した、我々村上市議会自身の基本的

なルールでございます。その2つの基本的ルールには、ともに高い倫理観を持つこと、これが明記されております。

私は、さきの7月に開催された臨時会の後に、再び刑事犯罪の執行猶予について調べ、いろいろと解説書を見てきましたが、その結果は、犯した犯罪に対して確定した懲役刑、いわゆる刑務所に収監される刑罰に対し、その懲役刑の執行をする代わりに、その懲役刑のおよそ2倍相当の期間を執行猶予期間とするとされており、その執行猶予期間に新たな懲役刑等の犯罪を犯さないで過ごせばもとの懲役刑は消滅する、そしてすなわち刑の執行が完了したことになるとされておりました。

私には、どうしてもこの執行猶予期間で犯した犯罪の刑事罰が完了したと理解することができないであります。姫路議員には、村上市議会で辞職勧告を可決されたとしても、法律的には辞職をしなくてはならない義務はないことは私も承知をしております。しかし、今ほど申し上げた村上市議会議員全体でつくり上げた議会基本条例や議員政治倫理条例のルールにのつとれば、姫路議員の犯した犯罪と執行猶予中の現状は、市民の代表としての高い倫理観を持った行動とは言えないものと私は感じております。姫路議員は、逮捕後、議員を辞職し、判決がまだ確定していない今年4月の村上市議会選挙で当選したことで村上市議会議員として当然の資格を有していると述べておりますが、現実は犯した2つの犯罪に対して執行猶予中であり、完全に罪の償いに至ってはいないのであります。再犯を犯さずに無事執行猶予期間が完了したならば、犯した犯罪の罪の償いは完了したものであり、議員辞職を勧告する何物の理由もございません。しかし、今はまだその時期ではない、このように考えております。

私たち村上市議会の議会基本条例と倫理条例にある高い倫理観は、どういう意味を持つのでしょうか。私たち村上市議会議員は、選挙に当たり、もしくは当選後、村上市議会議員全体でつくり上げた議会基本条例、そして議員政治倫理条例があることを承知しているはずです。承知しながら村上市議会議員の職に就いているものと思っております。そのことは、すなわち村上市議会議員としての高い倫理観を持ちながら議員活動をしなくてはならない、そういう我々村上市議会議員に与えられた責務であるとお感じになっていることと考えております。その厳しい責務の中で、議員活動には一般市民の方々よりもより厳しい倫理観を持ち、行動する義務があるものと私は感じております。なぜなら、市民の方々、そして国民の方々の大切な税金により我々に議員報酬が支給されて、我々の議員活動と生活の原資となっているわけでございます。

議会基本条例、そして議員政治倫理条例の策定の協議では、議員が犯罪を犯し、最高裁で最終判決を下された場合の対処についてまでは協議されることはありませんでした。そのことに対して、この対処の仕方について、文章の記載ももちろんございません。しかし、討議すらされていなかつたということは、誰しもが議員が犯罪を犯し、執行猶予中に議会議員として存在していることを想定していなかつたということにもなるのではないでしょうか。この倫理条例に掲げられている高い倫理観とは、市民の皆様の立場より村上市議会議員としてさらに厳しい倫理観を持つべきと私は理

解しておりますし、そしてこの倫理観を持って判断したとき、執行猶予中である場合、議会議員として職に就いていることは望ましいことではないと感じてもおります。

決して姫路議員個人を憎んでいたりするわけではございません。私だけではなく、村上市議会議員の中にも姫路議員の議員活動の優秀さを評価し、そしてまた友人としてその人間性を評価される方もいらっしゃることは当然理解できることであります。しかし、ここは私も断腸の思いで姫路議員の議員辞職勧告を提案しているのでございます。それは、ひとえに私たち自身がつくり上げた議会基本条例と議員政治倫理条例を守り抜くがための決意でございます。このすばらしい2つの条例の運用があやふやな解釈で崩れていくことを強く懸念しているものであります。

どうか村上市議会議員の皆様、拙い私の提案理由ではございますが、私の主張する根本を御理解をいただき、今回は全議員の皆様に御理解と御賛成をいただきますことを切にお願いを申し上げ、提案をするものでございます。

上記の議案を村上市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

令和6年9月27日。

賛成者は、大滝国吉議員、高田晃議員、渡辺昌議員、小杉武仁議員、鈴木いせ子議員、鈴木一之議員、長谷川孝議員、富樫雅男議員、佐藤憲昭議員、河村幸雄議員、尾形修平議員。そして、提出者は私、川村敏晴でございます。

どうか皆様の正しい御判断を心からお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君から本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

この申出を許可することについて、ボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、姫路敏君の一身上の弁明の申出に同意することは可決されました。

姫路敏君の入場を許可します。

〔16番 姫路 敏君入場〕

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君に申し上げます。

ただいま弁明の同意が得られましたので、一身上の弁明を自席にて許可いたします。

○16番（姫路 敏君） 弁明の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

私の心情を述べさせていただきながら、それを弁明とさせていただきたいのですが、1番目に、これらの一連の事件についてみれば、逮捕されたことを要因として、令和4年2月22日に社会的・道義的責任の下で、既に1度、皆さん御存じのように、議員を辞職しております。私としてみれば、

同じことで2度も議員を辞職することは今のところ考えておりません。

2番目ですが、昨年の10月に新潟地裁で懲役2年6か月、執行猶予4年の判決が言い渡されました。しかしながら、私はその判決に不服があったもので、東京高等裁判所に控訴いたしました。今回の議案でも破棄という言葉を使っておりますが、破棄という言葉は裁判上ございません。棄却か却下でございますが、棄却というのはそれを上級の裁判所で裁判官が判断した上で棄却。それともう一つ、却下というのは、受け入れようもなく、受け付けないというのが却下でございます。その上で、私は棄却されました。その後、最高裁判所に上告いたしましたが、それも棄却となり、御存じのように今日に至っております。

議案書によると、7月に最高裁で棄却されたことは、刑が確定されたことなので、辞職するべきであるとの説明でございますが、この件についても私は昨年10月に新潟地裁で判決が出されたことで、村上市民宛てにおわび文を新聞折り込みと、そして手配りで約1万5,000部を配布し、市民に説明しております。その内容は、事件の内容、経緯を記したもの、そして刑事裁判では0.1%しか覆ることのない、それだけの可能性しかないものでございますが、それでも私自身納得のいかない部分についてみれば、今後も裁判で闘っていきますということを記しておわび文を皆様に配布したところでございます。そしてなお、選挙のときもそのことを説明した上で、包み隠さず全てを話した上で選挙に入り、そして私には、957人の方々の思いが通じて、ここに当選して議員として今存在しておるところでございます。

最後になりますが、私が今やらなければいけないことは、議員を辞職することではありません。私に投票された957人の方々の思いを大事にして、それ以上に村上市民のためにしっかりと議員活動を行うことが私に課せられた仕事でございます。

これが私の弁明でございます。どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） それでは、姫路敏君の退席を求めます。

〔16番 姫路 敏君退席〕

○議長（三田敏秋君） 提出者は、議員答弁席へ御移動願います。

これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） どうも川村議員におかれましては大変お疲れさまでございます。前回も質疑しましたので、こういったことで質疑することは非常に不幸なことだとは思うのですけれども、3点について質疑をさせていただきたいと思います。

最初、まず執行猶予、私の理解不足なのかもしれませんけれども、ちょっと質疑の前に、執行猶予中の者は議員になるべきではないというような提案理由にちょっと聞こえましたので、それはちょっと、執行猶予中の方も全国に恐らく何千、何万人といらっしゃると思いますので、法的にどう

なのかなというのは、弁護士とか大学の先生にやっぱりこれはきちんと確認しなくてはいけないなというふうには思っていますけれども、具体的な質問としては、今の姫路議員の弁明でもあったとおり、辞職勧告決議が可決されたとしても辞める気はないよということで、最初から分かっていることではあるのですが……

○議長（三田敏秋君） 端的にお願ひします。

○5番（上村正朗君） はい。

提案理由を聞けば大体分かるのですけれども、御本人は辞めないと言っているのにあえて決議を提出した理由をもう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） 先ほども申し上げたとおりでございます。上村議員においても、村上市議会基本条例及び議員政治倫理条例は目を通していたと思っています。先ほど言ったとおりでございます。法的に辞職する責任ないことは先ほども述べました。ただ、村上市議会基本条例、そして政治倫理条例にのっとって考えれば、やはりまだ執行猶予中は罪を償ったわけではないので、議員として活動するにはいかがなものかと私は感じておりますし、賛同者もそのように思っていることを感じています。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） そこが、執行猶予中だと議員活動ができないというのが、私ちょっとそれが、法的に果たしてどうなのかな、妥当なのかな。裁判、法的な措置に訴えるような話でもないのかかもしれませんけれども、その辺何かあれですか。私もちよつとしっかりは勉強していないのですけれども、弁護士さんとか何か法の専門家で執行猶予中の者は、結局後で法的な責任問題というのが出てきますので、聞いているのですけれども、その辺は確認されましたか。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） あくまでも村上市議会基本条例、倫理条例を判断した上で、私が法律として議員を辞めなければならないと申し上げているのではありません。村上市議会の今言った基本条例、倫理条例を鑑みて議員をすべきでないだろうというふうに考えてのことあります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 議論する場ではないのであれですけれども、条例というのはあくまで法の範囲内で定めるのが条例ですので、公職選挙法でも、あと刑法でも、法的に求めていないことを条例を根拠にして議員に求めることは果たして法的に正しいものなのかなというのは、法的いろいろなものに耐え得るのかなというのは非常に心配なのですけれども、それは個人の感想ですから。

最後にお聞きしたいのは、今回のこの決議案は12人の賛同を得ていますので、通ると思います。採択はされますけれども、御本人は辞めないとことになると思うのですけれども、私、川村議員にお聞きしたいのは、市政にも地域にも非常に課題が山積しています。議員定数も20人になります

した。一人一人の議員が本当に力を出し切って、村上市が抱える課題の解決のためにしっかり取り組むことが必要だと思います。御本人、それは川村議員も認めておりますが、非常に能力のある議員です。市民に対する責任ということを自覚しながら一生懸命議員活動にも取り組んでおりますので、勧告は議決されると思いますし、本人も辞めないということになると思うのですけれども、そういう段階になったとしても、川村議員のほうから、言い方は悪いですけれども、高い立場に立って、御本人を排除するわけではなく、今後日常的にしっかり包摶しながら、議員活動を進めていっていただきたいなと思うのですけれども、今後そんな形で考えていただければありがたいなと思うのですが、その辺はいかがございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） ただいまの提案については、上村議員も含めて、今まで賛成いただけなかつた議員の方々に御賛同いただきたい、そのための発議でございます。それ以上のものは考えておりません。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論ですか、反対の討論ですか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、6番、菅井晋一君。

〔6番 菅井晋一君登壇〕

○6番（菅井晋一君） 姫路議員は、令和4年2月22日に、社会的・道義的責任を取り、自ら議員辞職し、今回選挙まで2年2か月間、市議会議員の職を離れ、多くの友人、そして支持者を失い、地域の団体や集まりなどからも退けられ、社会的な制裁を受け、そして今後も受け続けなければなりません。しかし、議員各位御承知のとおり、市議会議員として、法的にはもちろん、議員辞職する必要はないものでございます。

そして、今回の選挙で支援した957人の村上市民の意思を踏まえ、真摯に反省しながら、市民と村上市のために全力を尽くすという本人の当選から今日までの議会活動、そしてその足跡を鑑みれば、私は姫路議員の今後一層の議会活動に期待し、辞職勧告決議には反対いたしたいと存じます。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

11番、渡辺昌君。

〔11番 渡辺 昌君登壇〕

○11番（渡辺 昌君） 議員発議第16号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議につきまして、賛成の討

論を行います。

姫路議員の不法行為については、本年7月1日に懲役2年6か月、執行猶予4年の刑が確定していることは周知の事実であります。このたびの市議会議員選挙においては、最高裁の判決前の選挙であり、支持者から900を超える票をいただき、市議会議員として当選されました。このことだけを考えると、法律上は姫路議員は現在の議員資格を失うことはないものと理解しております。しかしながら、村上市議会のあるべき姿や理念を姫路議員と一緒にになりつくり上げてきた村上市議会基本条例及び村上市議会議員政治倫理条例に抵触するものであり、高い倫理観を持ちながら本市の市政を進めていく姿とは到底相入れないことではないでしょうか。権利を主張するだけでは、今まで築き上げてきた村上市議会としての理念や信条が踏みにじられることになり、大きな失望を感じ得ません。

以上のことから、姫路議員の良心に期待して、上程されました議員発議第16号について賛成いたします。

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんか。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 姫路議員の辞職勧告決議への反対討論を行います。

7月臨時会と同じ発議がされたことに実際驚いています。前回、私は棄権をしました。それは、議員として判決を重く受け止める必要があるというのは分かるけれども、法律的には議員活動を続けることに何ら問題がないこと、一度辞職してそのことを明らかにして選挙で選ばれていること、本人が決議されても議員活動を続ける意思を表明していることなどを考え、私は7月臨時会の段階では姫路議員に対しての情報の持ち合わせが少なかったために、倫理的問題の判断ができず、棄権とさせていただきました。しかし、今回は姫路議員の活動を半年近くしっかりと見てきました。2回の一般質問は、市民の声をよく聞き取り、データも丁寧に調べて、市政の問題点を明らかにした上で、建設的な提案、スケートパークのネーミングライツや下水道の個別浄化槽の在り方など、本当に積極的・具体的提案も行いました。私は、自分の所属しない委員会もほとんど傍聴していますが、姫路議員の質疑、討論が極めて多く、事前によく勉強できていることに驚きました。

今、村上市は厳しい財政運営を強いられ、少子高齢化、そういう中で駅前開発の問題や物価高の中で上下水道料金値上げするなど、たくさん問題が山積しています。法律で認められている議員活動を云々している時間はないのではないでしょうか。今議会に、私たち議員に必要なのは、排除することではなく、20人の議員一人一人が市民の声をよく聞き、市民のための市政をつくるための提案をすること。そのためにも一般質問をよく準備して行う、事前に勉強して市政をきちんとチェックする、そのことが大事なのではないでしょうか。これがまさに基本条例でいう高い倫理観、市議としての高い倫理観を示すことになるのではないでしょうか。今まさに市民の負託に応えて一生

懸命議員活動をしている姫路議員の再生の努力を認め、排除ではなく包摂で市議会一丸となって取り組んでいこうではありませんか。そういう立場で私はこの発議に強く反対するものです。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

12番、尾形修平君。

〔12番 尾形修平君登壇〕

○12番（尾形修平君） 議案に賛成の立場で討論を行います。

私、本日を迎えるに当たって、昨日、7月の臨時会の映像を再度見直しました。その中で、多くの質疑、また賛成討論、反対討論がされた中で、様々な意見があって、いろんな考えがあるのだなというのは再度認識しました。しかしながら、更生するというのに関しましても、更生を排除するのではなくて、更生を優先するという考えは私は賛成です。しかしながら、第3期の議会において姫路議員は、いわゆるストーカー、G P Sの問題で一度議員を辞職しております。そのときは略式起訴で、相手方とも示談が成立して、係争事件にはならなかったのですけれども、それと時間を置かずに今回またこのような不祥事を起こしたということに関しては、更生というのを私はどう考えるのかなということが1つ疑問にありました。

あと地裁の10月の判決で刑が確定していればという質疑もございました。そうすると、必然的にこの4月の選挙では刑が確定した時点での選挙になったわけです。それが今回の投票数、得票数につながったかといえば、私は疑問が残るところあります。その件に関しましては、多くの市民の方から、皆さんもそうでしょうけれども、いろんな意見を受けています。

この件に関しましても、先ほど申し上げましたストーカーの件に関しましても、市内外の多くの方からいろんな批判をいただいているのは私に限ったことではないというふうには思っております。しかしながら、先ほどから出ております現行制度の公職選挙法では、執行猶予期間中でも議員の資格はあるのです。それは、現行法で守られているというのは私も十分に理解しておりますけれども、先ほど来、提案者、また賛成討論の中でも言われている、いわゆる倫理観をどう捉えるかということに私は尽きるのではないかというふうに思っております。

さつきも皆さんから出ましたけれども、姫路議員は本当に議員としても優秀さがあるというのは私も理解しております。ですから、ぜひこの4年間、私は今回の決議を最後に、この決議はもう出ないというふうに、私は賛成はしませんし、そう思っております。ですから、刑期を全うして、4年間本当に村上市、村上市民のために働いてもらえることをお願いして、討論を終わります。

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第16号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第16号は原案のとおり可決されました。

姫路敏君を入場させてください。

〔16番 姫路 敏君入場〕

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君に申し上げます。

議員辞職勧告決議は可決されましたので、告知をいたします。

---

日程第13 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任をされました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和6年第3回定例会を閉会といたします。

皆様には長期間にわたり大変御苦労さまでございました。

午後 2時28分 閉会